

消費税 インボイス制度

開始に向けて準備すべきことは？

税理士法人 高木会計事務所

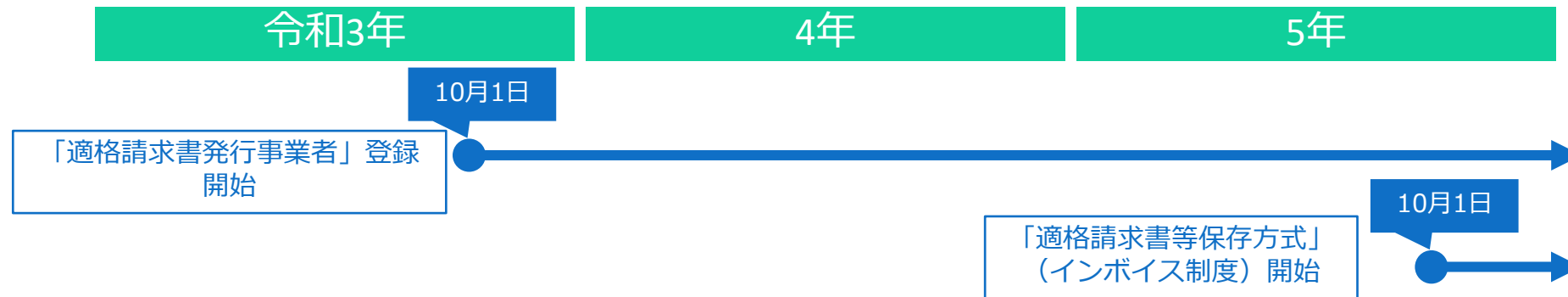
代表社員 高木 直人

目次

- 1 はじめに
- 2 インボイス制度とは
- 3 インボイスとは
- 4 インボイスの記載事項
- 5 売手の留意点
- 6 交付義務の免除
- 7 買手の留意点
- 8 免税事業からの課税仕入れに係る経過措置
- 9 経過措置
- 1 0 適格請求書発行事業者の登録申請
- 1 1 提出する時期

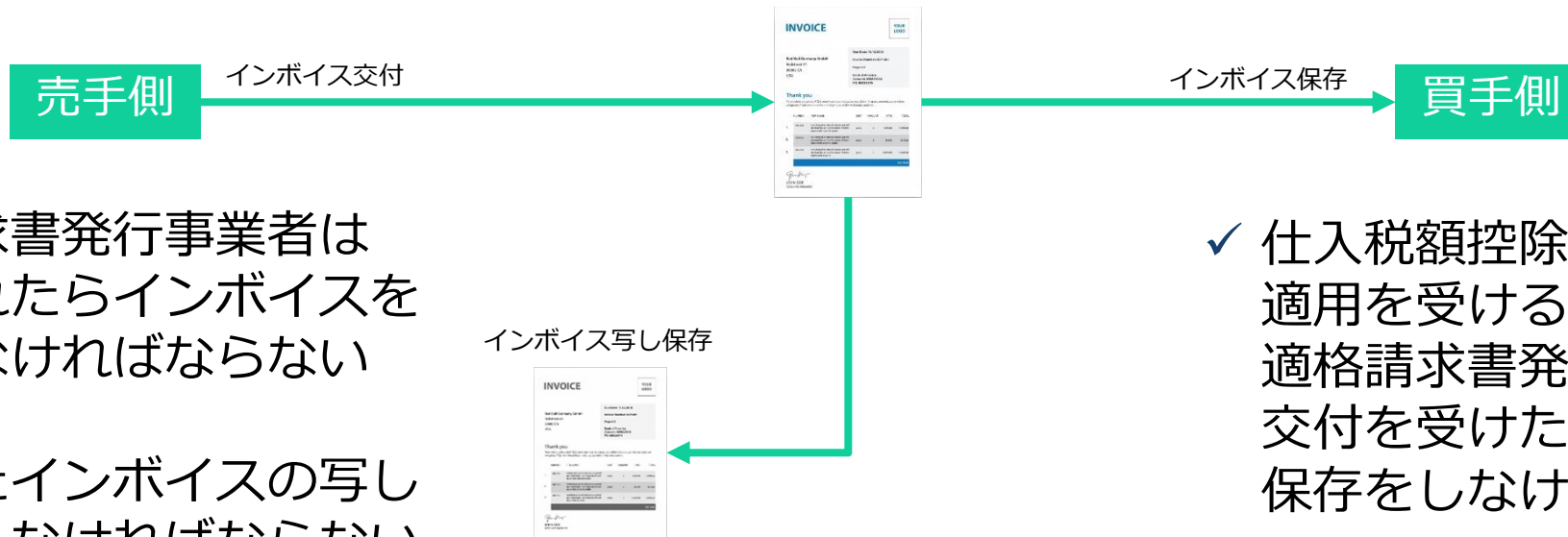
はじめに

- ✓ **令和5年10月1日「適格請求書等保存方式」が開始（インボイス制度）**
- ✓ 適格請求書（以下インボイス）を交付するには「**適格請求書発行事業者**」の登録を受ける必要がある
 - ✓ 登録に必要となる申請の受付は令和3年10月1日から開始
 - ✓ 請求書等の記載要件が増加する
 - ✓ 適格請求書等の保存が必要となる



インボイス制度とは

- ✓ インボイス制度とは、複数税率に対応したものとして令和5年10月1日から導入される仕入税額控除の方式



- ✓ 適格請求書発行事業者は求められたらインボイスを交付しなければならない
- ✓ 交付したインボイスの写しを保存しなければならない

- ✓ 仕入税額控除の適用を受けるためには適格請求書発行事業者から交付を受けたインボイスの保存をしなければならない

インボイスとは

- ✓ 「売手が、買手に対し
正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」
- ✓ インボイスは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書
その他これらに類する書類である
 - ※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問わない
- ✓ インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた
「適格請求書発行事業者」のみ
 - ※ 消費税の課税事業者が登録を受けることができる
- ✓ インボイスの様式は、法令又は通達等で定められていない
 - ※ 必要な事項が記載された書類であれば、名称を問わず、手書きであってもインボイスに該当

インボイスの記載事項

- ✓ 適格請求書発行事業者は、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければならない
- ✓ ただし、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができる

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額**
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

適格請求書の①～⑤のみ
⑥は記載不要

売手の留意事項

✓ **売手である適格請求書発行事業者には、
原則として一定の義務が課される**

① インボイスの交付

取引の相手側の求めに応じてインボイスを交付する義務

② 適格返還請求書の交付

売上げに係る対価の返還等を行った場合に適格返還請求書を交付する義務

③ 修正したインボイスの交付

交付したインボイスに誤りがあった場合に、修正したインボイスを交付する義務

④ 写しの保存

交付したインボイスの写しを保存する義務（保存期間 7 年間）

交付義務の免除

✓ インボイスを交付することが困難な取引は交付義務が免除される

① 公共交通機関である、バス又は旅客の運送料

※ 3万円未満のものに限る

② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡

③ 生産者が農業協同組合等に委託して行う農林水産物の譲渡

④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡

※ 3万円未満のものに限る

⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス

※ 郵便ポストに差し出されたものに限る

買手の留意点

- ✓ **一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる**
- ✓ 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができない
- ✓ 免税事業者から仕入れた課税事業者は自己負担で消費税を支払うこととなる

免税事業者は課税事業者から課税事業者になるよう要求されるか、
消費税額分の値引きを要求される可能性
又は免税事業者のままだと取引を控えられてしまうことが考えられる

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

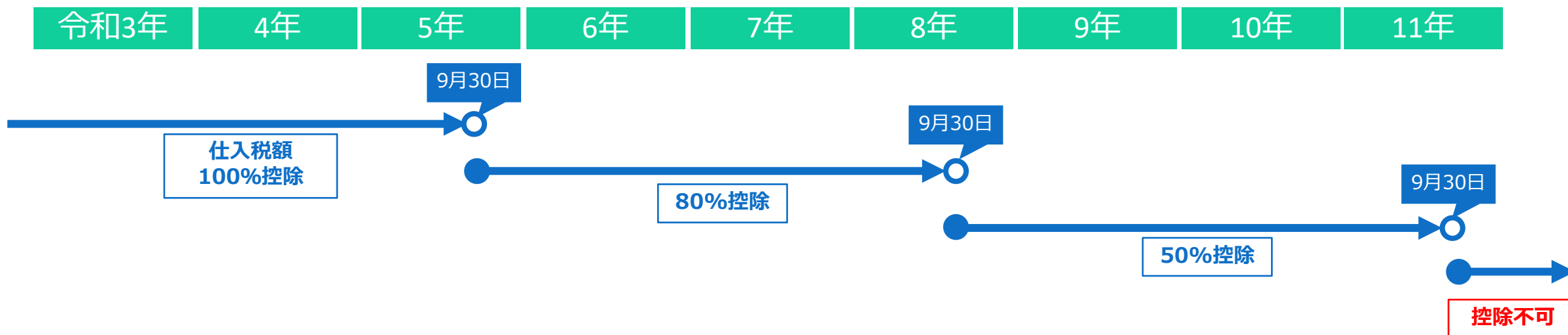
- ✓ 現行制度では、開業1年目や基準期間及び特定期間の課税売上高が1,000万円を超えていない事業者は、免税事業者として認められる
- ✓ インボイス制度では、免税事業者はインボイスを発行することが認められていない
- ✓ 買手（課税事業者）は、免税事業者から仕入れをすると、仕入税額控除が出来なくなる



免税事業者は、免税事業者のままとするか、敢えて課税事業者となってインボイス制度に対応して事業を継続するかの選択が求められる

経過措置

- ✓ 制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定の割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられている



適格請求書発行事業者の登録申請

✓ 適格請求書発行事業者の登録申請

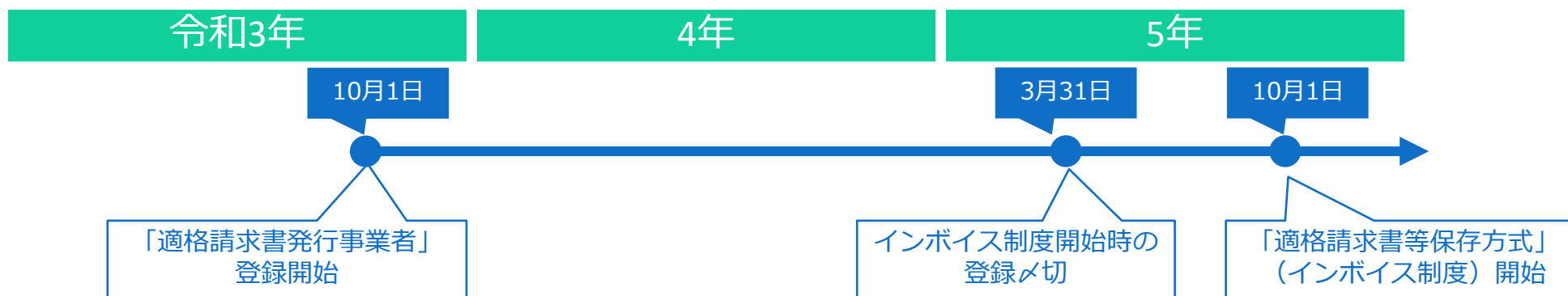
- ✓ 納税地を所轄する税務署長あてに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し登録を受ける
- ✓ 登録は課税事業者が受けることができる
- ✓ 免税事業者の場合は課税事業者を選択することにより登録事業者になることができる

✓ 登録番号の通知および国税庁HPでの公表

- ✓ 登録申請書の提出後、適格請求書発行事業者の氏名、登録番号、登録年月日、本店又は主たる事務所の所在地が公表される
- ✓ 登録番号の形式
 - ✓ 法人：「T+法人番号」
 - ✓ 個人事業者や人格のない社団等：「T+任意の数字13桁」

提出する時期

- ✓ インボイス制度は**令和5年10月1日**から開始
- ✓ 登録申請書は、**令和3年10月1日**から提出可能
- ✓ 令和5年10月1日に登録を受けようとする（インボイスを交付する）事業者は、原則として**令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要がある**





ご視聴ありがとうございました